

## パレスチナのガザ地区での即時停戦と積極的外交による人道支援を 政府に求める意見書

昨年10月、イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスとの軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において一般市民に多大な犠牲が生じ、ジェノサイドの可能性を認識するなど極めて憂慮すべき事態が進行していると言わざるを得ない。

すでに3万3,000人以上が犠牲となり、このうち1万4,000人は罪のない子どもたちと言われている。さらには、一般市民を含む多くの方がハマス武装勢力に誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されている。こうしたハマスなど武装勢力によるイスラエルへの攻撃は、国際法に違反するテロ行為である。

一方、イスラエル側も反転攻勢に出ており、ガザ地区への空爆や地上侵攻をし、電力や燃料、生活物資等を閉鎖した。これにより、双方から罪のない多くの子どもたちを含む一般市民が多数巻き込まれる深刻な事態に陥っている。いかなる理由があろうとも全ての紛争当事者は、国際人道法を遵守すべきである。紛争が激化して以降、国連は緊急特別会合などを開いて休戦決議を採択し、一時休戦されたが、その後再開され、戦闘が続き今日に至る状況である。

このような下、我が国は決議が履行されるよう積極的外交により、関係国や当事者に粘り強く働きかけていく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 ハマス等武装勢力に対し、人質を即時解放するよう求めること。
- 2 イスラエルに対し、安保理決議を履行して、停戦や人道回廊を確保するよう求めること。
- 3 全ての紛争当事者に対し、国際人道法をはじめ国際法の遵守を求め、国際法違反の行動を直ちに停止するよう求めること。
- 4 日本独自の積極的外交により、停戦及び人道支援の実施に向けて、国際社会に強く働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日

|        |        |
|--------|--------|
| 衆議院議長  | 額賀福志郎様 |
| 参議院議長  | 尾辻秀久様  |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄様  |
| 外務大臣   | 上川陽子様  |

福島県二本松市議会議長 本多勝実